

公 告 書

公告第 367 号
令和 6 年 2 月 29 日

任意継続被保険者の標準報酬月額について

任意継続被保険者に係る標準報酬月額の取り扱いは、当健康保険組合の規約に基づき、
下記のとおり定めるので公告する。

記

- 1 資格喪失時の標準報酬月額を保険料の算定基礎となる標準報酬月額とする。ただし、
その額が 710 千円を超えるときは 710 千円とする。

- 2 適用年月日 令和 6 年 4 月 1 日

サンデン健康保険組合
理事長 大月 孝宏

